

# 特定健康診査等実施計画書

新電元工業健康保険組合

平成30年3月

## 新電元工業健康保険組合 特定健康診査等実施計画書

### 背景及び趣旨

高齢化の急速な進展と生活習慣病が増加し、死亡原因の約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1であること等から、生活習慣病対策が必要とある。不健康な生活習慣による生活習慣病の発症、重症化の過程で、メタボリックシンドロームが大きく影響していることから、この該当者及び予備軍者の減少を目指すこととなる。

### 特定健康診査の基本的な考え方

(一) 国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

(二) 糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

(三) 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

### 新電元工業健康保険組合の現状

当健康保険組合は、新電元工業株式会社とその子会社で構成している。事業所数は12で、主に東京都・埼玉県を中心とした関東圏及びに秋田・山形県に事業所が存在するが、支店・営業所等を含めると被保険者・被扶養者は全国に所在している。

平成29年12月末現在の被保険者数は、男子2,308人、女子494人、合計

2,802人で、平均年齢は42.32歳である。被扶養者数は男子1,093人、女子1,964人、合計3,057人である。

健康診査に関しては、被保険者については、事業所が委託契約する医療機関での受診により、90%超の実施となっている。被扶養者については、当健保組合が費用負担し、日本健康文化振興会への委託により実施しており、徐々にではあるが年々受診率が向上しているが、更なる受診率が向上するよう受診勧奨等も計画に盛り込む必要がある。

## I 達成しようとする目標

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90%とする。この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（単位：%）

年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	単一健保の目標
被保険者	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	—
被扶養者	65.0	65.0	70.0	75.0	75.0	80.0	—
合計	85.2	85.2	86.1	86.9	86.9	90.1	90.1

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を60%とする。この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（単位：人）・・・被保険者＋被扶養者

年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	単一健保の目標
40歳以上対象者	2,620	2,650	2,680	2,710	2,740	2,770	—
特定保健指導対象者	576	554	560	566	572	579	—
実施率（%）	50.0	50.0	55.0	55.0	60.0	60.0	60.0
実施者数	288	277	308	312	344	348	—

### 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成30年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を5%以上と特定保健指導対象者の減少率を25%以上とする。

## Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

### 1 対象者数

#### ①特定健康診査（単位：人）

被 保 険 者 数	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	40歳以上対象者数	1,870	1,900	1,930	1,960	1,990	2,020
	実施率（％）	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
	目標実施者数	1,776	1,805	1,834	1,862	1,891	1,919

被 扶 養 者 数	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	40歳以上対象者数	750	750	750	750	750	750
	実施率（％）	50.0	55.0	65.0	70.0	75.0	80.0
	目標実施者数	375	413	488	525	563	600

合 計	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	40歳以上対象者数	2,620	2,650	2,680	2,710	2,740	2,770
	実施率（％）	82.1	83.7	86.6	88.1	89.6	90.9
	目標実施者数	2,151	2,218	2,322	2,387	2,454	2,519

#### ②特定保健指導の対象者数（単位：人）・・・被保険者＋被扶養者

年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上の対象者	2,620	2,650	2,680	2,710	2,740	2,770
動機付支援対象者	192	184	186	188	190	193
実施率（％）	50.0	50.0	55.0	55.0	60.0	60.0
実施者数	96	92	103	104	114	116
積極的支援対象者	384	370	374	378	382	386
実施率（％）	50.0	50.0	55.0	55.0	60.0	60.0
実施者数	192	185	206	208	230	232
保健指導対象者 計	576	554	560	566	572	579
実施率（％）	50.0	50.0	55.0	55.0	60.0	60.0
実施者数	288	277	309	312	344	348

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### 1 実施場所

被保険者の特定健診は、事業所が委託する健診機関が、事業所内または指定する場所で行う。被扶養者については、集合契約に基づく健診機関に委託し、それぞれ指定する場所から、受診者が選択した場所で行う。

被保険者の特定保健指導は、事業所内で行う他、当健保組合が委託した機関が事業所内において行うが、委託機関の指定する場所で行う場合もある。被扶養者については、当健保組合が委託した機関において、委託機関が指定する場所から各々が選択した場所で行う。また、被保険者・被扶養者を問わず一定の場所で集団にて実施することもある。

#### 2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目とする。

#### 3 実施時期

実施時期は、通年とする。

#### 4 委託の有無

##### (1) 特定健診

被保険者は、事業所が指定する事業所健診の健診機関に委託する。被扶養者については、当健保組合が選択した医療機関に委託する。委託単価については国等が示す基準額を参考に決定する。

##### (2) 特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム」第1編第1章1-5により保健指導機関を選択し、委託する。委託単価については国等が示す基準額を参考に決定する。

#### 5 受診方法

被保険者については、事業所が委託した健診機関により事業所内または指定した場所で受診、若しくは当健保組合が委託した健診機関により事業所内または指定した場所で、それぞれの受診方法により健診及び指導を受ける。

被扶養者については、当健保組合が委託した健診機関により指定した場所で、それぞれの受診方法により健診および指導を受ける。

## 6 周知・案内方法

周知は、当健保組合の機関誌等に掲載するとともに、ホームページに掲載して行う。また、必要に応じてパンフレットを配布したり、ポスターの掲示を行う。

## 7 健診データの受領方法

健診データについては、委託健診機関からは直接または事業所を経由して、また集合契約機関は代行機関を通じて、電子データで随時（または月単位）受領する。なお、被扶養者分は、委託健診機関から直接電子データで随時受領する。それぞれのデータの保管年数は6年間とする。

## 8 特定保健指導対象者の選定方法

特定保健指導の対象者については、地域・年齢・その他による優先は行わない。

## IV 個人情報の保護

当健保組合は、新電元工業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

## V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所に送付するとともに、機関誌やホームページに掲載して、全組合員に対し周知させることとする。

## VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、必要に応じて当健保組合内において見直しを検討する。